

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮でき、仕事と子育ての両立させることができよう、また、仕事と生活の調和がある働きやすい職場環境の整備を行うために、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 9月 1日～ 令和6年 8月31日までの3年間

2. 内容

目標1：安心して出産・子育てができるように、妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保及び諸制度について、従業員に対し情報提供や諸制度の周知を行い、併せて相談体制を整備する。

<対策>

- 令和 3年 9月～ 相談窓口を定め、従業員へ周知する。
産前産後休業、育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料の免除など制度の周知や情報提供を行う。
- 令和 4年 4月～ 従業員への周知や情報提供の在り方を検証し、必要に必要な対策を講ずる。
- 令和 4年 9月～ 相談窓口の在り方を検証し、必要な対策を講ずる。
必要に応じ外部の専門家（社会福祉士等）への相談ができるようにする。
- 令和 5年 9月～ 相談窓口・制度周知や情報提供の在り方を検証し、逐次必要な対策を講ずる。

目標2：令和6年 9月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり最低年間 6日以上とする。

<対策>

- 令和 3年 9月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 4年 4月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 4年 9月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 5年 9月～ 取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組状況を検証し、必要な対策を講ずる。